

鈴鹿工業高等専門学校産学官金連携・教育研究推進事業基金規則

令和7年10月1日
校長 裁定

鈴鹿工業高等専門学校産学官金連携・教育研究推進事業基金規則

(目的)

第1条 鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、基礎力、専門応用力、協働力、社会貢献力の能力を身に付けた創造的技術者の養成や本校の安定的な学校運営などに資するため、産学官金連携・教育研究推進事業基金（以下「基金」という。）を設ける。

(事業)

第2条 基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 教育研究活動への支援事業
- 二 国際交流活動への支援事業
- 三 学生生活・課外活動などへの支援事業
- 四 産学官連携活動及び地域・社会貢献活動への支援事業
- 五 キャンパスの環境整備及び美化への支援事業
- 六 その他基金の目的達成に必要な事業

(使途特定基金)

第3条 特定の目的に係る寄附を募るため、基金に使途特定基金を置くことができる。

2 前項に規定する使途特定基金の運営等に関しては、別途定める。

(寄附金)

第4条 基金は、目的に賛同する者より受け入れた寄附を原資とし、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則及び本校寄附金取扱規則により取り扱うものとする。

(管理運営)

第5条 基金の管理運営については、運営会議において検討するものとし、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 基金の執行方針の決定及びその方針に基づく管理責任者の指名に関する事項
- 二 管理責任者が作成する執行計画及び使途特定基金設置に関する事項
- 三 基金の予算及び決算に関する事項
- 四 その他基金の管理運営に関する重要な事項

2 同条第1項に規定する管理運営に関する事項は、校長主導のもとで行うものとする。

(管理責任者等)

第6条 管理責任者は本校組織表（校務分担）に記載されている委員会等の長が原則務めるものとし、所掌する委員会等において基金の管理及び成果の公表に関する計画を定め、誠実に管理、執行及び運営会議への報告を行うものとする。

2 管理責任者として基金の配分を希望するもしくは、管理責任者に指名された者（以下「申請責任者」という。）は、別紙様式1を運営会議に提出し、承認を受けるものとする。

3 別紙様式1を承認された管理責任者及び申請責任者は、毎年度終了後及び全執行期間終了後に別紙様式2を運営会議へ提出するものとする。

(事務)

第7条 基金の受入れ及び予算配分に関する事務は、総務課財務・経理係において行う。

2 同条第1項以外の基金に関する事務は、管理責任者及び申請責任者が属する委員会等を所掌している事務担当において行う。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、基金の管理運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(別紙様式1)

年 月 日

基金執行計画書

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

管理（申請）責任者

委員会等：

役 職：

氏 名：

基金の配分に関して、下記のとおり執行を計画しますので、承認願います。

記

名 称	
貢献事業	
目 的	
執行期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日
配分(希望)額	円
執行計画・使途	
特記事項	

(別紙様式2)

年 月 日

基金執行報告書

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

管理（申請）責任者

委員会等：

役 職：

氏 名：

____年度における管理責任基金の執行等に関して、下記のとおり報告します。

記

名 称	
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日
執行金額	円
当該年度事業概要・実績	
主な執行品名・金額等	
次年度計画 ※複数年で事業期間を設定する場 合に記載	